

決 定 要 旨

被 審 人（本店） 東京都渋谷区渋谷三丁目 2 7 番 1 5 号

（商号） 株式会社D P Gホールディングス

上記被審人に対する平成 23 年度（判）第 4 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官安木進、審判官奥久潤一、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金 1200 万円

(2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 8 月 24 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

ただし、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実中、「上場されている会社」を「上場されていた会社（平成 23 年 6 月 14 日上場廃止）」に改める。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 6 月 23 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

第1 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

金融商品取引法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都渋谷区渋谷三丁目27番15号に本店を置き、その発行する株券が名古屋証券取引所セントレックス市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成22年 3月26日	第12期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成21年1月1日 ～平成21年12月31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲444百万円であるところを▲254百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・債務免除益の架空計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が▲122百万円であるところを64百万円と記載	
2	平成22年 5月14日	第13期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年1月1日 ～平成22年3月31 日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲226百万円であるところを▲41百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上
3	平成22年 8月13日	第13期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年4月1日 ～平成22年6月30 日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲503百万円であるところを▲353百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
4	平成 22 年 11 月 15 日	第 13 期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 22 年 7 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額 が▲678 百万円 であるところ を▲528 百万円 と記載	・貸倒引当金の 過少計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

第 2 法令の適用

第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

金融商品取引法第 172 条の 4 第 1 項本文、第 24 条第 1 項

番号 2、同 3 及び同 4

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項前段、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 2、同 3 及び同 4 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

第 3 課徴金の計算の基礎

第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

金融商品取引法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 12 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- (1) 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (15,941 円)

が

- (2) 6,000,000 円
を超えないことから、6,000,000 円となる。

番号 2、同 3 及び同 4

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 13 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 2 四半期報告書」という。）及び同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 3 四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- (1) 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 1 四半期報告書	41,019 円
第 2 四半期報告書	30,846 円
第 3 四半期報告書	25,049 円

が

- (2) 6,000,000 円
を超えないことから、

第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となるが、第 1 四半期報告書、第 2 四半期報告書及び第 3 四半期報告書が、いずれも第 13 期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 \div (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 \div (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。